

令和元年度

愛知県都市公園現況

— ひろげよう 育てよう みどりの都市 —



2021年7月

目 次

はじめに

1. 都市公園種別定義及び配置模式図	3
2. 都市公園整備の推移	5
3. 令和元年度末都市計画区域別・建設事務所管内別都市公園現況	15
4. 〃 都市公園現況（都市計画区域）	17
5. 〃 都市公園現況（市街化区域等）	19
6. 令和元年度都市公園維持管理費	21
7. 〃 都市公園整備事業費	22
8. 〃 都市公園整備事業費内訳	23
9. 令和元年度末主要都市公園現況	25
10. 〃 動植物公園等現況	27
11. 〃 都市公園内の運動施設現況	29
12. 〃 〃 教養施設等現況	31
13. 〃 県営都市公園現況	33
14. 令和元年度末都市計画公園・緑地・墓園の決定状況	35
15. 風致地区指定状況	37
16. 特別緑地保全地区指定状況	38

<参考資料>

1. 令和元年度末都道府県別都市公園等面積現況	39
2. 〃 〃 一人当たり公園等面積現況	40
3. 〃 都市公園等種別別整備水準比較（一人当たり面積）	41
4. 諸外国の都市における公園現況	42
5. 都市公園に関する制度の制定等の経緯	43
6. 県内市町村都市公園所管課一覧	44

表紙 小幡緑地（「オバッタベッタ」 レストラン「マメボシ」）

はじめに

都市公園は自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与すると同時に、スポーツ・レクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時における火災の延焼防止、避難地及び救援活動の拠点など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設であります。

現在、県内各地でそれぞれの地域特性を活かした美しい景観や身近な緑・水辺、文化的な環境など、生活に潤いをもたらす空間の整備が進められておりますが、とりわけ都市公園の整備が重要な役割を果たしており、その事業促進が強く望まれております。

都市公園の整備水準については、都市公園法において、一市町村区域内の都市公園等の住民一人当たりの敷地面積の標準を10㎡以上とされています。

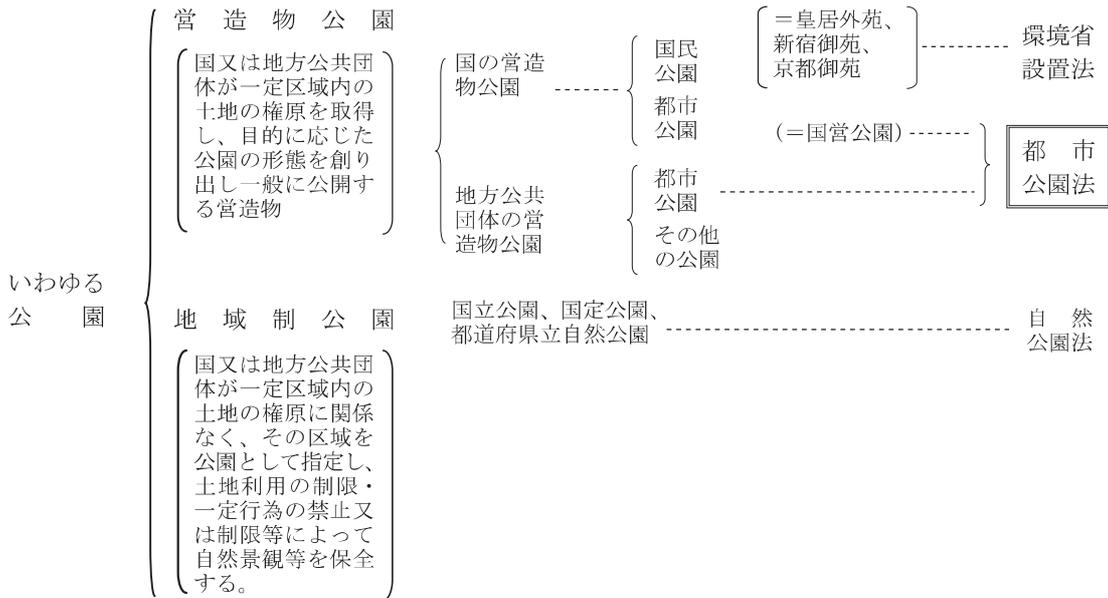
今回とりまとめました令和元年度末における都市公園等の整備状況は国営公園、県営公園及び市町村営公園合わせて4,843箇所、約5,877haであり、県民一人当たり都市公園等面積7.84㎡と全国平均（令和元年度末10.7㎡/人）に比べてやや低い水準にあります。

また、都市公園が設置されている市町村は都市計画区域内51市町村のうち50市町村であり、1町が未設置の状況にあります。

このような状況の中で、県としては、将来的には全ての市町村において都市公園の適正な配置が進むよう、また、長期目標の達成に向けて公園緑地事業をより一層推進してまいりますので、市町村を始め関係各位のご協力をお願いします。

参 考

- 各様式は国土交通省が実施した「令和元年度末都市公園等整備現況調査」に基づき、県下市町村都市公園関係課を通じて集計した調査結果の一部である。
- 本資料における「都市公園」とは、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園をいい、「都市計画公園・緑地・墓園」とは、都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園・緑地・墓園をいう。
- 公園の分類



○ 都市公園等整備の長期的な目標

- ① 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日 閣議決定）
・計画期間 令和3（2021）～令和7（2025）年度

指 標	定 義
都市域における水と緑の公的空間確保量 【13.6㎡/人（H30年度）→15.2㎡/人（R7年度）】	都市域における（港湾の区域を含む）自然環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保（面積）を都市域人口で除したものの。【単位：㎡/人】
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 【64%（H30年度）→75%（R7年度）】	人口20万人以上の都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）における、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合。【単位：％】
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 【園路及び広場：約63%（H30年度）→約70%（R7年度）】 【駐車場：約53%（H30年度）→約60%（R7年度）】 【便所：約61%（H30年度）→約70%（R7年度）】	移動等円滑化基準に適合した園路及び広場、駐車場、便所（特定公園施設であるものに限る。）の設置された都市公園の割合。【単位：％】

- ② 緑の政策大綱（平成6年7月建設省決定）

○ 21世紀初頭までに道路、公園等の公的空間において樹木を始めとする緑のストックを3倍に増やすことを基本目標とする。
○ 具体的には、以下のとおり個別施策の目標を設定する。
① 都市公園等は、概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の積極的増加に努める。なお、長期的には、住民1人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。
② 都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）の面積を11,000haとする。
○ 以上の公的空間における施策の展開を図るとともに民有緑地について、風致地区制度等その他の緑地の保全・創出施策の活用を図り市街地における永続性のある緑地の割合を3割以上確保し、緑豊かな市街地の形成を推進する。（「緑の政策大綱」より公園緑地関係箇所を抜粋）

1. 都市公園種別定義及び配置模式図

都市公園の種類

種類	種別	内容	
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。		
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
国営公園		主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）	
都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	

都市公園配置模式図

